

東みよし町特定環境保全公共下水道事業 機械設備及び電気設備工事の最低制限価格の設定等について

入札契約適正化法ならびに適正化指針を踏まえ、入札契約過程における透明性を向上させるため、下水道用機械設備及び電気設備工事の最低制限価格（税抜き）を設定する場合の算定基準を以下のとおりとする。

【対象となる工事】

下水道施設の機械設備及び電気設備工事を対象とする。

【計算式】

直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費等×0.68

費目の設定

| 費 目 | 算定率 |
|--------------|------|
| 直接工事費に区分するもの | 0.97 |
| 機器費×0.6 | |
| 直接工事費 | |
| 共通仮設費に区分するもの | 0.9 |
| 機器費×0.1 | |
| 共通仮設費 | |
| 現場管理費に区分するもの | 0.9 |
| 機器費×0.2 | |
| 現場管理費 | |
| 据付間接費 | |
| 設計技術費 | |
| 一般管理費に区分するもの | 0.68 |
| 機器費×0.1 | |
| 一般管理費 | |

【算定方法】

- ② 計算式により基準となる金額を求め、千円単位に改める（千円未満切捨て）。
- ① 予定価格の10分の7.5～10分の9.2の範囲内。この範囲を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定する。
- ③ 上記で求めた基準となる金額に、係数 α ($1.0000 \leq \alpha \leq 1.0060$) を乗じてランダム処理する。

【適用】

令和5年5月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。